

市町別権限移譲の状況 (②:令和6年4月1日現在)

凡例: ○特例条例により権限移譲済みの項目
●法令の規定により権限移譲済みの項目
- 移譲対象となる事務に該当が無い項目

分野	農林水産					工業				商業			環境保全															
分類	農地に関する事務					水産に関する事務	工場に関する事務	製品安全に関する事務			製品に関する事務	安全に関する事務	小売業に関する事務	自然保護	環境の保全に関する事務													
主担当部局	農林水産部					農林水産部	雇用経済部	防災対策部			環境生活部	雇用経済部	農林水産部	環境生活部														
移譲事務の概要	土地改良法(土地改良事業施行認可等※農業協同組合・個人施行に限る)	農地法			租税特別措置法(農地法に基づく許可に係る所轄税務署長への通知)	三重県漁港管理条例(移動命令等)	工場立地法(特定工場の届出受理等)	ガス事業法(報告徴収、立入検査等)	電気用品安全法(報告徴収、立入検査等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(報告徴収、立入検査等)	家庭用品品質表示法(報告徴収、立入検査等)	消費生活用製品安全法(報告徴収、立入検査等)	中小小売業振興法(各種計画の認定)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣の捕獲許可等)	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音・振動に係る改善勧告改善命令等	屋外燃焼行為に係る勧告等	騒音・振動に係る改善勧告改善命令等	ばい煙等の排出規制並びに土壌及び地下水汚染に関する規制	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音規制法(地域の指定、規制基準の設定等)	悪臭防止法(地域の指定、規制基準の設定等)	振動規制法(地域の指定、規制基準の設定等)	環境基本法(地域類型の指定等)	大気汚染防止法(書類の経由)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(書類の経由)	ダイオキシン類対策特別措置法(書類の経由)	水質汚濁防止法(經由事務)
農地等の権利移動の許可		指定市町村	農地転用の許可等	国・都道府県が行う特定の施設の農地転用に係る協議等																								
津市	○	●	●		○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四日市市	○	●	●		○		●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊勢市	○	●	●		○		●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松阪市	○	●	●		○		●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桑名市	○	●	●				●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴鹿市	○	●	●		○		●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名張市	○	●	●		○	-	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾鷲市	○	●				○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亀山市	○	●	●		○	-	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥羽市	○	●	●		○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊野市	○	●					●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いなべ市	○	●				-	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
志摩市	○	●		○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊賀市	○	●	●		○	-	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木曾岬町	○	●					●						○	○	○									○	○	○	○	○
東員町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
菰野町	○	●				-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
朝日町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
川越町	○	●					●						○	○	○									○	○	○	○	○
多気町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
明和町	○	●	●		○		●						○	○	○									○	○	○	○	○
大台町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
玉城町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
度会町	○	●	●		○	-	●						○	○	○									○	○	○	○	○
大紀町	○	●	●		○	○	●						○	○	○									○	○	○	○	○
南伊勢町	○	●	●		○	○	●						○	○	○									○	○	○	○	○
紀北町	○	●					●						○	○	○									○	○	○	○	○
御浜町	○	●					●						○	○	○									○	○	○	○	○
紀宝町	○	●					●						○	○	○									○	○	○	○	○

市町別権限移譲の状況 (③: 令和6年4月1日現在)

凡例: ○特例条例により権限移譲済みの項目
●法令の規定により権限移譲済みの項目
- 移譲対象となる事務に該当が無い項目

分野	生活		建設																				
	外務	人権	住民の生命財産の保全に関する事務	建築・景観に関する事務									都市の整備に関する事務										
担当当局	環境生活部		県土整備部	県土整備部									県土整備部										
移譲事務の概要	旅券法（一般旅券の発給申請受理等の事務）	社会福祉法（事業開始の届出受理等※隣保事業に限る）	砂防法の施行のための規則（砂防指定地内における行為に係る申請書の受理等）	地すべり等防止法（地すべり防止区域内における行為に係る申請書の受理等）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（区域内の行為に係る申請書の受理等）	建築基準法（建築確認事務）		景観法	三重県屋外広告物条例	三重県風致地区における建築等の規制に関する条例（行為の許可等）	土地区画整理法 建築行為等の許可	駐車場法（路外駐車場の設置の届出の受理）	住宅地区改良法（建築行為の許可）	流通市街地の整備に関する法律（施設建築の許可）	都市計画法				都市再開発法（建築の許可）	公有地の拡大の推進に関する法律（土地譲渡の届出の受理等）	都市緑地法（緑地保全地域等における行為の規制）	大都市圏における特別措置法（建築行為等の許可）	
						申請・届出その他書類の受理に関する事務	特定行政庁								景観行政団体としての景観行政の実施	景観法に基づく建築物の建築等の届出の受理等の事務	広告物の表示及び掲出物件の設置の許可・広告物の除却及び立入検査等	広告物の除却及び立入検査等					広告物の禁止区域の指定等
津市	●	○	○	○	○	●	-	-	●	○	-	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	-	
四日市市	●	○	-	○	●	-	-	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
伊勢市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
松阪市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
桑名市	●	○	-	○	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●
鈴鹿市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
名張市	○	●	○	-	○	●	○	○	○	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
尾鷲市	●	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
亀山市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
鳥羽市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
熊野市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
いなべ市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●
志摩市	○	●	○	-	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
伊賀市	●	○	○	○	○	○	-	-	●	○	○	-	-	●	●	●	●	○	○	○	○	○	-
木曾岬町			-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
東員町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
菰野町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
朝日町			-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
川越町			-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
多気町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
明和町			-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
大台町			○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-
玉城町			-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
度会町			○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-
大紀町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-
南伊勢町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
紀北町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
御浜町			○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
紀宝町			○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-

市町別権限移譲の状況 (④: 令和6年4月1日現在)

凡例: ○特例条例により権限移譲済みの項目
 ●法令の規定により権限移譲済みの項目
 - 移譲対象となる事務に該当が無い項目

分野	建設										教育・文化		その他				
	都市の整備に関する事務										文化財の保護に関する事務	教育制度					
分類	県土整備部										教育委員会		大都市特例				
主担当部局	県土整備部										教育委員会		各部				
移譲事務の概要	地方拠点都市地域の整備及び産業施設の再配置の促進に関する特別措置法(建築行為等の許可等)	給計画の認定等)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(供給計画の認定等)	被災市街地復興特別措置法(建築行為の許可等)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(建築行為等の許可)	マンション建替組合の認可等)	マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律(マンション建替組合の認可等)	三重県宅地開発事業の基準に関する条例	中規模開発における設計の確認	書類の經由	優良宅地の認定等	優良宅地の関係書類經由事務	租税特別措置	文化財保護法(文化財の指定及び管理に係る申請書、届書その他の書類の受理及び通知書その他の書類の交付等)	文化財保護条例(県指定史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更の許可等)	公立学校職員の給与に関する条例(手当の認定等)	特例市 固有事務 30法令
津市	●	●	●	●	●	○						○	○	○	○	-	
四日市市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	● 特例市	
伊勢市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
松阪市	●	●	●	●	●	○						○	○	○	○	-	
桑名市	●	●	●	●	●	○						○	○	○	○	-	
鈴鹿市	●	●	●	●	●	○						○	○	○	○	-	
名張市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
尾鷲市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
亀山市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
鳥羽市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
熊野市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
いなべ市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
志摩市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
伊賀市	●	●	●	●	●							○	○	○	○	-	
木曾岬町													○	○	○	-	
東員町													○	○	○	-	
菰野町									○				○	○	○	-	
朝日町													○	○	○	-	
川越町													○	○	○	-	
多気町									○				○	○	○	-	
明和町													○	○	○	-	
大台町									○				○	○	○	-	
玉城町									○				○	○	○	-	
度会町									○				○	○	○	-	
大紀町									○				○	○	○	-	
南伊勢町									○				○	○	○	-	
紀北町									○				○	○	○	-	
御浜町									○				○	○	○	-	
紀宝町									○				○	○	○	-	

※市町の順は、市町村コードの順

※特例市に法令の規定により事務が移譲されている項目には、「特例市」と記載

※建築確認等の事務欄中、限定特定行政庁については、「限定」と記載

※保健所設置市に法令の規定により事務が移譲されている項目には、「保健所政令」と記載

※保健所設置市関連事務(条例により移譲する事務)
 次の法令等に基づく24法令に基づく事務
 児童福祉法(療育給付、小児慢性特定疾病医療費支給)、食品衛生法、栄養士法、社会保険診療報酬支払基金法(特定疾患治療研究事業、肝炎治療特別促進事業)、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法、調理師法、医薬品医療機器等法、薬剤師法、製菓衛生師法、動物の愛護及び管理に関する法律、診療放射線技師法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、クリーニング業法、死体解剖保存法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法 視能訓練士法、母体保護法、母子保健法、難病法